

意見書案第13号

法人県民税及び法人事業税における超過課税の適切な活用を求める意見書

神奈川県においては、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対処するため、法人県民税は昭和50年以降、法人事業税は昭和53年以降、国の定める標準税率を超えた税率の設定、いわゆる超過課税を行ってきた。

この超過課税について、現行制度は本年10月に期限が到来するが、県は厳しい財政状況にあっても、取り組むべき喫緊の行政課題に着実に、かつスピーディーに対応するためとして、超過課税の延長の方針を表明している。

県はこれまで、この超過課税による税収を活用して、災害に強い県土づくりや幹線道路の整備、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策に取り組んできたが、超過課税の活用に当たっては、広域自治体として県域全体の持続的な発展に向けた広域事務と基礎自治体の補完を行う県としての役割と、基礎自治体として住民に身近な行政サービスの提供のみならず、人口集中や産業集積に伴う都市的課題への対応などを行う指定都市の役割を踏まえる必要がある。

しかしながら、本市には、これまで喫緊に取り組むべき行政課題に着実に対応するための補助として十分な金額が交付されておらず、また、超過課税の活用に当たっては、県税収入の税源涵養効果や県域全域への波及効果を踏まえた優先順位付けにより、効果的な事業配分を行う必要があるが、超過課税を活用した事業の採択や配分額の決定について合理的な説明が示されてこなかった。

よって、県におかれては、超過課税の延長を決定した場合には、超過課税の適切な活用による県域全体の持続的な発展に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 超過課税を活用した補助金の配分については、指定都市とその他の市町村の区別をせずに、県域全体の持続的な発展に資する効果的かつ説明責任を伴ったものとすること。また、その決定には透明性のある基準や合理的な理由を示すこと。
 - 2 超過課税の延長に当たり、対象となる事業や制度の概要について早急に示すとともに、その内容については市町村と十分に協議・調整を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て